

平成26年1月17日
消 防 庁

「第60回文化財防火デー」の実施

昭和24年1月26日に、法隆寺金堂から出火した火災によって、世界的な至宝と言われた金堂の壁十二面に描かれた仏画の大半が焼損しました。

このような被害から文化財を守るとともに、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るため、昭和30年から、消防庁と文化庁の共唱により、法隆寺金堂が焼損した日である1月26日を「文化財防火デー」と定めて、文化財建造物等における防火運動を全国で展開しています。

これに伴い、各地で文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民が協力して、消防訓練が実施されます。

1. 文化財防火デーに伴う主な消防訓練実施場所等

① 増上寺（東京都港区）

日時：平成26年1月23日（木） 10時00分から10時40分まで
訓練実施消防機関：東京消防庁
視察者：消防庁長官・文化庁次長

② 出雲大社（島根県出雲市）

日時：平成26年1月26日（日） 7時20分から8時25分まで
訓練実施消防機関：出雲市消防本部
視察者：消防庁次長・文化庁長官

2. 参考資料

- ① 第60回文化財防火デー実施要項（別添1）
- ② 国宝・重要文化財件数（別添2）



【問い合わせ先】

消防庁予防課

福井課長補佐・増沢係長

TEL 03-5253-7523

FAX 03-5253-7533

第 6 0 回 文化財防火デー実施要項

第 1 趣 旨

1 月 2 6 日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日（昭和 2 4 年）に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るものである。

第 2 主 唱

文 化 庁 ・ 消 防 庁

第 3 名 称

第 6 0 回 文化財防火デー

第 4 期 日

平成 2 6 年 1 月 2 6 日（日）

第 5 実 施 方 針

- 1 国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、教育委員会及び消防機関（以下「関係機関等」という。）は、この日を中心に積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- 2 文化財所有者、管理者その他の関係者（以下「文化財所有者等」という。）は、平素の文化財の防災体制の整備や防災対策の強化に加え、「文化財防火デー」においては、文化財は国民共有の貴重な財産であるということを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- 3 文化財を災害から守るためには、関係機関等及び文化財所有者等だけでなく、文化財周辺の地域住民との連携・協力が必要であることから、「文化財防火デー」においては、そのような地域の連携体制の構築・強化のため、地域住民に対する防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

第 6 実 施 事 項

- 1 国（文化庁・消防庁）において、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護に関する意識の高揚を図るために、次の事項を実施するものとする。
 - (1) 政府刊行物による広報
 - (2) 報道機関への広報
- 2 地方公共団体の関係機関等において、文化財所有者等及び地域住民の協力に

より、文化財防火・防災に関する意識の高揚が図られるよう、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 防災訓練等の実施

- ア 防災訓練（特に消防機関への通報訓練）の実施
- イ 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
- ウ 消防用設備等の定期点検の励行の指導
- エ 伝統的建造物群保存地区及び文化財周辺の地域住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備に係る指導

(2) 広報活動

- ア 文化財の防火・防災に関する各種広報活動の実施（テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報資料の刊行）
- イ 防災訓練及び防災施設の見学会の実施

(3) その他

- ア 文化財所有者等を対象とした文化財の防火・防災に関する講習会、研究会等の実施（消火の知識、技術の習得等）
- イ 学校、博物館等における文化財防火・防災に関する意識の高揚のための行事の実施（文化財講座、文化財写真展等）
- ウ 文化財建造物等の火災の原因に放火が多いことを踏まえた、文化財所有者等に対する放火火災防止対策の必要性の周知及び放火されにくい環境整備に関する指導（関係機関等との連携による重点警戒の実施、放火監視機器等の設置指導等）

3 文化財所有者等において、関係機関等と緊密な連携により、文化財防火に関する意識の高揚を図るために、次の事項の実施に努めるものとする。

(1) 防災訓練等の実施

- ア 通報、消火、重要物品の搬出及び避難誘導等の総合的な訓練の実施
消防機関に対する通報や、消火器及び消火栓等を活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。また、指定文化財（美術工芸品・民俗文化財等）の搬出訓練を実施する際には、これに擬した代替物品を用いて行うこと。やむを得ず実物を使用する場合は、当該指定物品の性質・構造を熟知の上、慎重に行うこと。

なお、観覧者の多い社寺等については、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うこと。

- イ 防災訓練後の点検等

消火訓練後の貯水槽等への水の補給や消火器への消火薬剤の補充等を確

実に実施するとともに、改善すべき事項等について検討し、適切な措置をとるよう努めること。

(2) 防災対策の推進

ア 消防計画の作成等

消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に応じ作成すること。

また、既に消防計画が作成されている場合には、計画の再確認を行うこと。

イ 自衛消防組織の設置

防災体制の整備については、特に自衛消防組織の設置及び充実強化が図られるよう努めること。

自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員がいない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、職員の招集体制の構築や近隣住民との連携体制を強化する等の対策を講じること。

ウ 火災、震災発生時に危険が予想される箇所の発見と改善

エ 巡視の励行

オ 通報、連絡体制の確立

カ 文化財管理目録の作成と点検

火災発生時の搬出及び盗難への対応のため、文化財の管理目録（台帳）を作成し、点検及び訓練実施時等に活用すること。

キ 消防用設備等及び防災設備の点検・整備

消火器、自動火災報知設備、火災通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、定期的点検及び整備の励行に努めるとともに、取扱いの習熟に努めること。また、消防用設備等の点検結果は、点検票及び維持台帳に記録するとともに、消防機関に報告する等維持管理に努めること。

ク 消防用設備等の代替措置

震災時に消火栓や火災通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。

ケ 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備

コ 火気設備の適正利用

火気設備、器具等の適正な利用及び維持管理を徹底するとともに、老朽化した器具や配線にあつては交換、整備に努めること。

サ 可燃物及び危険物保管場所の整理・整頓の励行

シ 避難経路及び避難場所の点検及び整備

ス 市町村火災予防条例によるたき火及び喫煙に係る禁止区域の明確化並びにその励行

セ 周辺環境の整理・整頓

文化財の周辺には、木材等の可燃物を置かないようにするとともに、常に整理・整頓に努めること。

ソ 消防機関による防火診断の積極的な受け入れ

国 宝 ・ 重 要 文 化 財 件 数

(平成 2 6 年 1 月 1 日現在)

区 分 種 別		国 宝	重 要 文 化 財
建 造 物		(266 棟) 2 1 8	(4,607 棟) 2 , 4 0 6
美 術 工 芸 品	絵 画	1 5 9	1 , 9 8 7
	彫 刻	1 2 8	2 , 6 7 6
	工 芸 品	2 5 2	2 , 4 3 9
	書 跡 ・ 典 籍	2 2 4	1 , 8 9 3
	古 文 書	6 0	7 4 9
	考 古 資 料	4 5	6 0 3
	歴 史 資 料	3	1 7 7
	小 計	8 7 1	1 0 , 5 2 4
合 計		1 , 0 8 9	1 2 , 9 3 0

(注) 重要文化財の件数は、国宝の件数を含む。